

B型肝炎の予防接種に関するお知らせ

～10月1日から定期接種が始まります～

平成28年10月1日から	
対象年齢（無料）	0歳（1歳のお誕生日の前日まで※） *平成28年4月1日以降に生まれたお子さんが定期接種の対象です。
接種回数	3回
接種方法	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1回目、2回目</div> 1回目を接種したのち、27日以上の間隔をおいて2回目を接種 （標準的な接種年齢は、生後2か月、3か月） <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3回目</div> 1回目の接種から139日以上の間隔をおいて（注1）3回目を接種 （標準的な接種年齢は、生後7か月～8か月）
接種場所	市内の協力医療機関（約660か所）

- （注1）「139日以上の間隔をおいて」…20週後の同じ曜日から接種可能となります。
 （注2）1回目の接種から3回目の接種を終えるまでに、おおよそ半年間を要します。
 （注3）HBs抗原陽性の妊婦から生まれたお子さんで、母子感染予防のためにB型肝炎ワクチンの接種を受けている場合は、定期予防接種の対象外となります。引き続き、健康保険の適用による接種を受けてください。

※ 特例措置について

平成28年4月1日から平成28年7月31日までに出生した方に限り、1歳のお誕生日以降でも、平成29年7月31日まで公費（無料）で接種が可能です。

ただし、1歳のお誕生日以降に接種した場合は、任意接種の扱いになり、健康被害が生じた場合の補償が定期接種とは異なります。できるだけ、0歳の間に接種することをお勧めします。

- ★定期接種の場合
予防接種法に基づき市町村が入院費・通院費等を補償する制度が適用されます。
- ★任意接種の場合
独立行政法人医薬品医療機器総合機構が入院費等（※）を補償する制度が適用されます。※通院費用は補償の対象となりません。



◆ 予防接種の予診票（接種券）

- ・28年9月生まれ以降のお子さんには、個別通知で予診票（0歳児用綴り）をお送りします。
- ・28年4月～8月生まれのお子さんは、協力医療機関に置いてある予診票で接種を受けていただけます。

◆ 最新情報↓

横浜市保健所ホームページ（横浜市保健所 予防接種 で検索）に掲載します。
<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/hokenjo/genre/kansensyo/vaccination.html>

お問い合わせ 横浜市ワクチン相談窓口

☎045-671-4183 午前9時～午後5時（土日・祝日、年末年始除く）